

吳

二便乗船四号の一
一五

昭和二十九年二月九日

昭和 29 年 2 月 9 日 送付

度勞班長

引揚拔運打保單物達一便員局營辦處理部復員業務課長

度勞主任

外國船アシア用鐵二課長

小勞課



浮島丸死没者遺体處理狀況等について（回答）

電話を以て照会のありました標記の件は左記の通りであります。

アト羽場

一、遺体調査再開の時期

昭和二十九年一月初

二、遺体調査の現況

坂野重工業としては解体作業着手に先立つて船内の遺体を揚取することと
とし、現在毎日潜水工を入れて船内の遺体を収容しておりますが船体内
は泥土のため水中電灯判かず深漈は極めて困難の由である。

理課



29.2.26
印

山木

復
29.2.11
度勞

耳現在迄の撲取遺体（二九三、耳現在）

取扱年月日	所在箇所	身分	種別	氏名	年齢	本籍地
二九一、七	浮島丸副部二番船艤	不詳	不詳		不詳	事
二九一、一〇	"	"	"		"	
二九一、一四	"	"	"		"	
二九一、一八	"	"	"		"	
二九二、一	"	"	"		"	
二九三、一	"	"	"		"	
計		八体	一體	(子供)	"	滿十四才未満と認定のもの
		一七体	一三体	(大人)	"	
		四一体	(*)	"	"	

四　被擄重工業の廻航

会社側は死没者に対する極めて敬虔な態度をとつており工事全般特に遺体揚取作業については當方の指示を厳守している。

五　現地に於ける在日朝鮮人の動向

廿十二月上旬，在日本朝鮮解放被擄者会中央總本部（港区新橋七の一二）

より近畿財務局に対し「浮島丸を飯野に拠下けられたる由なるも船内には多數の遺骸もあることにつき飯野に対する拠下けを取消しこれを當会に拠下げられたい旨異議があつた由。

(四) 一月十六日右中央總本部金純及び義某の二名舞鶴へ出向飯野にて情況

一月十六日右岡名瀬海地方便貿易務處總部へ出頭左記應答があつたと
のことである。

(問) 浮島丸遺骨収拾の確報を知りたし。

(答) 通志の実状説明。

(問) 遺棄者數、死没者數に相違あるか如何。

(答) 当方の示す数字は責任あり、貴方の数字が困たらむと思う。當
議で考えても四千七百頭の船、八千人も積める筈なし。

(問) 販賣の方は特別に遺体場所に潜水夫を入れてやつてゐる。この
経費を政府の方で見てやらぬのは不周ではないか。

(答) 販賣の態度を腹皮に任當方も感謝してゐる。併しこの問題は當
部では回答出来ない。

(問) 黃郎で意見を具申しなければ中央政府も動かぬだらう。

(答) この点は昭和二十五年以来の問題だから中央はよく知つてゐる
を決して弱音人だから特別に扱うといふことはない。

(問) 惩罰祭を執行するか。

(答) 現在のところ當部主催で執行する考え方はない。

(問) 遺骨を最終的にどう扱うのか。

(答) 政府としては定められている外地出身者遺骨収穫要領で扱う。

(問) 漢島丸問題について大いに世論を喚起したいと考えておる感力
されたい。

(答) どうか正しい意味に於ける世論喚起に努力されたい。

併し「便乗者八千人」とか「故意による爆沈」の如き風説をと
はすことには寧ろ兩國親善の害になるから協力出来ぬ。

字送付先　各地方復興課務處組部復興建設課長

(終)